

一般名処方について

当診療所では、後発医薬品の使用促進を図るとともに
医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施してい
ます

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況
が続いていますが、後発医薬品のある医薬品について
特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を
もとにした一般名での処方（一般的な名称により処方
箋を発行すること※）を行っています

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した
場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しや
すくなります

ご不明な点などがありましたら職員までご相談くだ
さい

※一般名処方とは

薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方箋に記載することです